

神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年4月1日制定
令和5年6月16日様式改正
令和6年5月17日改正

(趣 旨)

第1条 この申合せは、神戸大学大学院農学研究科の課程を経ないで、神戸大学大学院農学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）がある時に、その申請に先立ち実施する博士論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内見の申し出)

第2条 学位申請希望者は、博士論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授に博士論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 博士論文草稿の内見の申し出を受けた教員は、博士論文草稿の学術領域との関連性等を確認することとし、申し出を受理するときは、学位申請希望者に次の書類を提出させ、内見受理委員となる。

- (1) 論文目録（別紙様式1）
- (2) 博士論文の草稿
- (3) 論文内容の要旨の草稿
- (4) 履歴書（別紙様式2）
- (5) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (6) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式3）
- (7) その他の参考論文

(内見委員会)

第3条 内見委員会は、学位申請希望者ごとに、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織する。

2 内見委員となる研究科の教員は、神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められたものに限る。

3 委員長には内見受理委員を充てる。

4 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前1項に定めるもののほか、当該博士論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

5 内見委員会は、博士論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否の案を作成するものとする。

6 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の案を作成し、結果を研究科長に報告する（別紙様式4）。

7 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、博士論文草稿内見結果報告書（別紙様式5）を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

8 内見の結果は、内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 専攻会議は、博士論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の案の適否を判断し、学位審査に値すると判断された学位申請希望者ごとに、博士論文審査委員会委員候補者（主査及び副査の候補者）3人以上を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第5条 専攻長は、専攻会議終了後直ちに、博士論文草稿内見結果報告書及び博士論文提出予定者・博士論文審査委員会委員候補者名簿（別紙様式6）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を1部添付するものとする。）

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この申合せは、令和6年7月1日から施行する。